

理事への多様な人材の参画に向けた定款変更

理事への多様な人材（若者・女性など）の参画に向けて
定款の見直しを行う場合の定款記載例を紹介します。

あなたの土地改良区は次のどのパターンに近いですか。

① 多様な人材を組合員から登用する（定款記載例①）

② 多様な人材を員外理事として登用する（定款記載例②）

③ 多様な人材を基本的に員外理事として登用する（定款記載例③）
（将来的に組合員から選出する場合を想定）

ポイント

定款において役員の定数を「○人以上○人以内」と規定することができます。

定款記載例① 多様な人材を組合員から登用する場合

＜想定する状況＞

- ・現状の理事定数は10人（組合員枠のみ）
- ・現状より新たに理事を2人追加し、多様な人材を組合員枠から登用する

土地改良区定款例

何土地改良区定款

第4章 役員

（役員の定数）

第25条 この土地改良区の役員定数は、理事12人及び監事○人とする。

2 前項の理事定数のうち、8人は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。

3 第1項の監事定数のうち、○人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

（役員の任期等）

第31条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。

ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

附則（令和○年○月○日改訂）※1

1 この定款は、法第30条第2項の規定による認可のあった日から施行する。

※1 現任役員の任期途中で理事を追加登用する場合、追加理事と現任理事の任期を合わせるため、附則に以下のとおり記載する。

2 この定款変更により増加した役員の定数について最初に選挙される役員の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、現任役員の任期満了の日までとする。

土地改良区役員選挙規程例

何土地改良区役員選挙規程
(役員の被選挙権)

- 第1条 次に掲げる者は、理事の被選挙権を有しない。
- 一 組合員でない者
 - 二 法人
 - 三 未成年者
 - 四 破産者で復権のできないもの
 - 五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- 2 前項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選挙権を有しない。

(役員の選挙)

- 第2条 役員のうち理事は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。
- 2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第7項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事は同条第2項又は第3項の規定による届出のあった監事の候補者のうちから、それぞれ選挙する。
- 3 第1項の規定による理事の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次のとおりとする。

被選挙区	被選挙区域	定 数※2
		理事数（うち耕作者理事）
第1被選挙区	何村及び何村（大字何を除く。）	3人（3人）
第2被選挙区	何村大字何及び何村	3人（3人）
第3被選挙区	何町	2人（1人）
第4被選挙区	何町及び何村	2人（1人）
第5被選挙区	何土地改良区の区域全域	2人

- 4 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。
- 5 役員のうち第5被選挙区の理事は、何土地改良区の区域全域に所属する組合員のうちから選挙するものとし、当該被選挙区の候補者は他の被選挙区の候補者と重複することができないものとする。

※2 理事定数の増加に伴い、現任する耕作者理事の割合が理事定数の5分の3を下回る場合には、その不足の員数に係る補欠選挙を実施しなければならない。
(補欠選挙のタイミングは、土地改良区役員選挙規程第28条の補欠選挙に係る規定に基づき判断)

定款記載例② 多様な人材を員外理事として登用する場合

<想定する状況>

- ・現状の理事定数は10人（組合員枠のみ）
- ・現状より新たに理事を2人追加し、多様な人材を員外理事枠から登用とする

土地改良区定款例

何土地改良区定款

第4章 役員

（役員の定数）

第25条 この土地改良区の役員定数は、理事12人及び監事○人とする。

2 前項の理事定数のうち、2人は、組合員でない者とする。

3 第1項の理事定数のうち、8人は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。

4 第1項の監事定数のうち、○人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

（役員の任期等）

第31条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。

ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

附則（令和○年○月○日改訂）※1

1 この定款は、法第30条第2項の規定による認可のあった日から施行する。

※1 現任役員の任期途中で理事を追加登用する場合、追加理事と現任理事の任期を合わせるため、附則に以下のとおり記載する。

2 この定款変更により増加した役員の定数について最初に選挙される役員の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、現任役員の任期満了の日までとする。

土地改良区役員選挙規程例

何土地改良区役員選挙規程

(役員の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 法人
- 三 未成年者
- 四 破産者で復権のできないもの
- 五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 前項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選挙権を有しない。

(役員の選挙)

第2条 役員のうち組合員である理事は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから、役員のうち組合員でない理事は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない理事の候補者のうちから、それぞれ選挙するものとする。

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第7項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事は同条第2項又は第3項の規定による届出のあった監事の候補者のうちから、それぞれ選挙する。

3 第1項の規定による理事の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次の通りとする。

被選挙区	被選挙区域	定数※2
		理事数（うち耕作者理事）
第1被選挙区	何村及び何村（大字何を除く。） 何村大字何及び何村 何町 何町及び何村	3人（3人）
第2被選挙区		3人（3人）
第3被選挙区		2人（1人）
第4被選挙区		2人（1人）

4 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

※2 理事定数の増加に伴い、現任する耕作者理事の割合が理事定数の5分の3を下回る場合には、その不足の員数に係る補欠選挙を実施しなければならない。
（補欠選挙のタイミングは、土地改良区役員選挙規程第28条の補欠選挙に係る規定に基づき判断）

定款記載例③ 多様な人材を基本的に員外理事として登用する場合
(将来的に組合員から選出する場合を想定)

<想定する状況>

- ・現状の理事定数は10人
- ・現状より新たに理事を2人追加し、多様な人材を員外理事枠から登用とする
- ・将来的に組合員から選出する場合、員外理事枠を減員する

土地改良区定款例

何土地改良区定款

第4章 役員

(役員の定数)

第25条 この土地改良区の役員定数は、理事11人以上12人以内※¹及び監事○人とする。

2 前項の理事定数のうち、1人以上2人以内※¹は、組合員でない者とする。

3 第1項の理事定数のうち、8人は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。

4 第1項の監事定数のうち、○人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

※1・定款において役員の定数を「○人以上○人以内」と規定することができるため、員外理事枠の減員に対して、ある程度柔軟な規定とすることが可能。

・上限の定数は下限の定数の1.5倍までとする。

・上限のみを規定すること（○人以内など）はできないため留意する。

(役員の任期等)

第31条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。

ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

附則（令和○年○月○日改訂）※²

1 この定款は、法第30条第2項の規定による認可のあった日から施行する。

※2 現任役員の任期途中で理事を追加登用する場合、追加理事と現任理事の任期を合わせるため、附則に以下のとおり記載する。

2 この定款変更により増加した役員の定数について最初に選挙される役員の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、現任役員の任期満了の日までとする。

土地改良区役員選挙規程例

何土地改良区役員選挙規程
(役員の被選挙権)

- 第1条 次に掲げる者は、理事の被選挙権を有しない。
- 一 組合員でない者
 - 二 法人
 - 三 未成年者
 - 四 破産者で復権のできないもの
 - 五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- 2 前項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選挙権を有しない。

(役員の選挙)

- 第2条 役員のうち組合員である理事は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから、役員のうち組合員でない理事は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない理事の候補者のうちから、それぞれ選挙するものとする。
- 2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第7項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事は同条第2項又は第3項の規定による届出のあった監事の候補者のうちから、それぞれ選挙する。
- 3 第1項の規定による理事の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次の通りとする。

被選挙区	被選挙区域	定 数※3
		理事数（うち耕作者理事）
第1被選挙区	何村及び何村（大字何を除く。）	3人（3人）
第2被選挙区	何村大字何及び何村	3人（3人）
第3被選挙区	何町	2人（1人）
第4被選挙区	何町及び何村	2人（1人）

- 4 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

※3 理事定数の増加に伴い、現任する耕作者理事の割合が理事定数の5分の3を下回る場合には、その不足の員数に係る補欠選挙を実施しなければならない。
(補欠選挙のタイミングは、土地改良区役員選挙規程第28条の補欠選挙に係る規定に基づき判断)

注意が必要です！
役員の定数を○人以上○人以内と定めている場合は、補欠選挙に係る規定が通常と異なります。役員の現員数に欠員が生じ、定款で定める定数の下限を下回った場合には、例外を除いて、補欠選挙を行わなければならない規定となります。
このため、定数を定める際には、下限の数をどう定めるべきか慎重に検討してください。